

8 生徒心得

生徒憲章

- 一 私たちは 城山高校を誇りとし社会の信頼を確立します
- 一 私たちは 勉学や部活動に励み健康で自立した人間を目指します
- 一 私たちは 広くボランティア活動に参加し優しい心を養います
- 一 私たちは 互いの人権を尊重し明るい学校をつくれます
- 一 私たちは 視野を世界に広げ国際社会に貢献できる人間になります

第一章 生活一般

校内にあっては、常に秩序を保ち、礼儀を重んじ、明朗にして、節度ある学校を形成することに努めること。

- 1 登校、下校に際しては、交通法規および交通道德を守り、本校生徒として自覚を失わないこと。登校後は許可なくしてみだりに校外に出てはならない。
- 2 下校時刻以後は許可なくして学校に居残ってはならない。部活動その他特別の理由により居残る場合は18時30分までとし、それ以後の場合は顧問など関係教員の許可を必要とする。
- 3 校内に掲示する時は生徒指導部の許可印を押印の上掲示すること。
- 4 家庭学習に励むとともに、積極的に家事の手助けに努めること。
- 5 公衆道德を重んじ、校内の美化に努めるなど公共の福祉を精進すること。
- 6 交通マナーを厳守し、事故のないように努めること。事故にあった場合は必ず警察と学校に報告すること
- 7 生徒の登下校時の服装は、原則として制服を着用すること。

第二章 礼儀

礼儀の根本は、他人を敬い、誠意と親愛の気持ちを外に現すものである。また、言葉遣い、行動はその人の人格の現れであり、常に品位を保つように心掛けること。

- 1 職員及び来賓に会った時は会釈すること。
- 2 職員室、事務室等への出入りは礼儀正しくすること。
- 3 公共道德を重んじ、公共物を大切にすること。
- 4 多人数の集合する場合において公衆に迷惑をかけたり、不快感を与えたりするような言動は慎むこと。

第三章 服装

服装は人の品位がうかがわれるものであるから、清潔、質素なものを端正に着用すること。

男子服は黒の詰襟とし、必ず襟章をつけること。女子は白ブラウスにネクタイ、黒のベストとひだスカートとし、冬はジャケットを着用するのを制服とする。衣替えの時期は設定しないので、季節とTPOに合わせて各人で選択して着用すること。（高校服装・頭髪規定（p16）を参照）やむを得ず異装する場合は、異装願いを生徒指導部に出して許可を受けなければならない。

9 生活指導

高校時代は大人へのステップの時代であり、自我意識の発達も盛んで一段と自立心や自覚もでき、社会性も身につけていく時期でもあります。この心身ともに成長の著しい時期を充実したものにするには、高校生としての自覚と、規則正しい日常生活・基本的生活習慣（規則正しい食事・睡眠・学習・清潔な身なりと健康管理・正しい言葉遣い・挨拶など）を身につけ実行することが大切です。

しかし、高校生活の時期にはさまざまな誘惑もあります。例えば、喫煙・万引き・バイク等の無免許運転・運転免許の無許可取得・大麻・覚醒剤・危険ドラッグなどの薬物の乱用や頭髮・服装違反などの問題行動が取り上げられます。こうした方面に関心を持つようになると学習や学校への関心も薄れ、学校生活もままなくなります。

保護者、地域社会、学校の三者が緊密な連携を取り合うことで、みなさんの健全な高校生活が保障されます。

1 高校生活への目標

現代では、半ば義務教育化した高校への進学時に、具体的な目標を持っているものは少ないかもしれません。そこで、入学に当たって、自分の将来の目標（就職・進学を含む人生観など）や、高校生活の送り方（楽しい学校生活を送るためにも部活動への積極的な参加など）について、ご家族と相談しましょう。

2 日常生活について ————基本的生活習慣の確立をめざそう———

規則正しい生活を送り健康管理につとめると共に、自分の目標に向かって、健全な生活を送るようになしてください。

挨拶は、人間関係づくりの基本です。日々の挨拶は心を込めて行い、正しい礼儀作法を身につけましょう。日々の学校生活で「マナー（常識）」、「ルール（規則）」、「モラル（道徳）」を身につけ、規範意識を高めましょう。

3 学校生活について

1. 交通安全について

登下校時には、交通安全に気を配る。特に自転車通学については二人乗り・並列走行・無灯火運転・傘差し運転などの違反行為、電話やメールをしながら、音楽を聴きながらの「ながら運転」は絶対にしないでください。

なお、ヘルメットの着用を推奨しています。

2. 原動機付自転車、自動二輪車および四輪運転免許の取得について

原動機付自転車、自動二輪車の運転免許取得については、原則として許可しておりません。学校に無断で運転免許を取得しないでください。

四輪運転免許の取得は、原則として3年次の後期の定期考査（Ⅳ）終了後より随時許可します。ただし、就職する場合で、特に事業所より要請があった場合は、前期考査（Ⅲ）終了後より早期に自動車学校に入校を許可する場合もあるので、生徒指導部まで相談してください。

（1）普通自動車運転免許証取得に関する規定

- ① 卒業見込みの単位を取得しており、出席状況が良好であること。
- ② 学校生活を最優先し、教習のために欠席・遅刻・早退・欠課をしないこと。
- ③ 定期考査時間割発表日から考査最終日までの期間は教習を受けないこと。
- ④ 卒業式以前に車の運転はしないこと。また、購入もしないこと。
- ⑤ 在学中は、合宿による免許取得は認めない。

（2）自動車学校への入校時期

- ① 原則として後期考査Ⅳ終了後から入校を許可する。
- ② 就職内定者で、事業所より特別に免許取得の要請があった場合は、前期考査Ⅲ終了後から入校を許可する場合もあるので生徒指導部に相談すること。

（3）注意事項

上記の事項が守れない場合は、教習の一時中断または生徒指導の対象となる。

3. 通信機器（携帯・スマホ・タブレット端末等）の校内持込について

本校では校内での使用を原則禁止とし、預かり指導を行っています。

※ 毎朝の出席確認時に通信機器を主任に預け、放課ホームにて返却してもらいます。（校門に入った段階で電源を切っておくこと。）

※ 遅刻をした場合は、登校後すぐに教員に預けること。

※ 返却後は、校外に出してから電源を入れること。自転車置場等の敷地内での使用は禁止とします。

※校内での校則違反の通信機器使用に対する指導

- 1回目 ホーム主任注意・ホーム主任より家庭連絡、生徒は反省文を提出
- 2回目 学年主任注意・ホーム主任より家庭連絡、生徒は反省文、課題①を提出
- 3回目 生徒指導部長注意・ホーム主任より家庭連絡、生徒は反省文、課題②を提出
- 4回目 保護者召喚のうえ校長説諭、生徒は反省文、課題③を提出
- 5回目以降 携帯電話の持ち込み禁止

なお、提出する課題は以下のとおりとします。

課題①…プリント1枚程度

課題②…プリント2枚程度

課題③…プリント3枚程度

※ 反省文・課題は、原則として指導のあった翌日に提出すること。

※ 定期考査中の使用やルール違反は、不正行為となり生徒指導対象となります。（P8教務関係参照）

4. アルバイトについて

学業に支障の無い範囲（原則として午後5時以降）であれば、アルバイトを特に禁止していません。行う場合は保護者の承諾を得て、必ず学校に届出をしてください。

1年次生は学校生活に適応してもらうため、夏休み以降から許可します。

ただし、以下のようなアルバイトは禁止です。

- ①宿泊を伴うもの ②酒席に接するもの
- ③危険な作業の職種 ④深夜（22時までに帰宅完了の事。）

5. 選挙運動・政治活動・宗教活動について

学校の敷地内で、政治活動・選挙運動・宗教活動を行うことを禁止します。放課後や休日等に学校外で行われる政治活動や選挙運動については、家庭の責任の下、生徒が判断し行うものとします。ただし、以下の場合のことは禁止します。

- ①違法なもの、暴力的なもの、またそのおそれが高いと認められる場合
- ②政治的活動等に熱中するあまり、学業や生活などに支障があると認められる場合
- ③他の生徒の学業や生活などに支障があると認められる場合、または生徒間における政治的対立が生じるなどにより、学校教育の円滑な実施に支障があると認められる場合

6. 諸届について

部活動または学校を代表して、対外的な行事に参加する場合には、担当の教員を経て学校長の許可を得てください。また、住所、保護者及び保証人の変更、災難、不幸等のあった時はただちに届け出てください。その他、緊急、やむを得ない理由で授業中外出するときは、ホーム主任に届け出て外出許可を得てください。怪我等の理由で制服以外を着用するときは異装届を提出してください。

7. その他

- ※ 高校生としてふさわしくない場所への出入りは禁止する。
- ※ 学習上不必要なものは学校に持ってくることを禁止します。学校生活を送るうえで判断のつかないことは必ず学校の教員に聞いて自己判断をしないようにしてください。
- ※ 校内の建物、器具、樹木等を大切にするように心がけること。もしそれらを破損したときは、直ちに生徒指導部に届けること。

服装・頭髪規定

頭 髪

男 子			女 子	
長さ	前	眉まで	長さ	前髪をおろす場合眉まで
	横	耳にかぶさらない		
	後	襟にかからない		
パーマ、アイロン、カール、毛染め、脱色、額・眉等のそりこみ、つけ毛等、頭髪に手を加えることは禁止。また、奇抜な髪形は禁止する。 女子の長い髪を束ねるゴムひもは、黒・茶・紺・グレー等華美でないもの。 ヘアピンなどについても黒・茶・紺等華美でないものは使用を認める。 女子の長い髪は授業に支障がなければ結ばなくてもよいが、実技・実習を伴う教科（体育、家庭科等）及び、担当教員から指示がある場合は結ぶこと。				

服 装

男 子			女 子		
冬 服	上 着	標準学生服＝改造は禁止	冬 服	上 着	上着の丈・脇の絞りは学校指定 (改造は禁止) ネクタイを着用すること
		上着の丈＝手指の第2関節まで 襟の高さ＝4 c mを標準 袖のボタン数＝2個 袖 丈＝手首の程度		ス カ ー ト	スカートの長さ＝膝下
	ズ ボ ン	標準ストレートズボン	合 服	学校指定、ネクタイを着用すること	
		長 さ＝足の甲にふれる位 (裾幅21～24 c mを標準) タック数＝0～1 ベルト ＝黒・焦げ茶		学校指定	
合 服	カッターシャツまたは、学生服 (学校指定の物) 校章入り		備 考	ストッキング及びタイツの色はベージュと黒 Vネックセーターは厳寒期のみ。(黒・紺) カーディガンもVネックセーターに準じて許可するが、2色(黒・紺)のみとする。	
夏 服	カッターシャツ、半袖カッターシャツ (いずれも学校指定の物)			女子の合服または夏服着用時の下に着るものは、 無地の華美でないものとする。	
備 考	冬服の下は白カッターシャツ 男子のカッターシャツの下に着るものは、白色で左右どちらかの胸部の縦10cm ×横10cmの正方形の枠に収まるワンポイントまでは許可する。				

※本校の制服であれば、相談のうえ男子用女子用の変更を認める。

項目	指導方針	項目	指導方針
通学靴	革靴＝黒・茶色 スニーカー＝黒・白・紺をベ ースにしたものが望ましい。	ソックス	男女とも白・グレー・紺・黒。ワンポ イント、合計3本のラインまでは許可す る。 <u>入学・卒業式等の行事は、男子は白、女 子は黒を着用する。</u>
防寒着	華美でないもので、黒・紺・ 茶・白の4色系とする。 なお、昇降口で脱ぎ、校舎内 では着用しない。		
かばん	華美でないもの。	装飾品	ピアス・ネックレス・ブレスレット 指輪等、装飾品及び化粧は禁止。

特別な指導及び懲戒規定

学校の秩序を乱し、本校の生徒としての本分に反した者は特別な指導及び懲戒処分を行う。

(1) 指導・懲戒該当項目

- ① 正常な教育活動を妨害した者
- ② 正当な理由なく出席が常でない者（無断遅刻・無断早退を含む）
- ③ 考查中に不正行為を行った者（別に教務内規に定める）
- ④ 校舎校具を故意に破損した者
- ⑤ 暴力行為・脅迫行為を行った者
- ⑥ いじめ・いやがらせ等を行った者（インターネット上の誹謗・中傷等を含む）
- ⑦ 窃盗・交通違反・薬物乱用など、法に触れる行為をした者
- ⑧ 喫煙・飲酒・無断外泊・風紀に害する場所への立ち入りなど、不良行為をした者
- ⑨ 本校の規則、規定を遵守できない者や、指導に従えない者（教員に対する暴言等も含む）

※ 現在、学校警察連絡制度により、万引き・窃盗・傷害等の犯罪行為や、飲酒・喫煙・深夜徘徊等の不良行為（補導）は、警察より学校に連絡があります。警察に逮捕・補導された場合は、すみやかに学校に連絡してください。

(2) 指導・懲戒内容

① 特別な指導

	規 準	内 容
説 諭	問題の程度が軽微な場合	叱責説諭し、反省を促す
登校謹慎 家庭謹慎	問題の程度が深刻な場合 (期間は4週間以内とする)	別室にて、反省を促す 家庭にて、反省を促す
退学勧告	問題の程度が極めて深刻で退学が相当と判断した場合	自主的に退学を促す

② 懲戒処分

	規 準	内 容
訓 告	説諭では教育効果が期待できない場合	文章で叱責説諭し、反省を促す
停 学	登校、家庭謹慎では教育効果が期待できない場合	登校を認めず、家庭で反省を促す
退学処分	問題の程度が極めて深刻で、法の定めるところにより退学が相当と判断した場合	生徒の身分を剥奪する

※校長説諭以上の指導については保護者が同席する。

生徒指導基準

問題行動の内容	特別な指導（謹慎）		懲戒処分
無免許運転、無断免許取得及び交通違反事故等（原付バイク以上）	7日間～退学勧告	⇒ 指導を受け入れられない場合や改善が見られない場合に移行	停学・退学処分
自転車による違反事故	内容によって協議		内容によって協議
窃盗・万引き・不正乗車等	10日間～退学勧告		停学・退学処分
暴力行為	10日間～退学勧告		停学・退学処分
恐喝・脅迫	10日間～退学勧告		停学・退学処分
不健全娯楽・賭け事（パチンコなど）	説諭～5日間		訓告・停学・退学処分
喫煙・所持	原則5日間		訓告・停学・退学処分
飲酒・酒場出入り	原則5日間		訓告・停学・退学処分
薬物乱用・所持	10日間～退学勧告		停学・退学処分
性に関する逸脱行為	7日間～退学勧告		訓告・停学・退学処分
凶器所持	説諭～10日以上		訓告・停学・退学処分
不正行為（携帯電話含む）	説諭～7日間		訓告・停学・退学処分
深夜徘徊	説諭～9日以内		訓告・停学・退学処分
怠学	説諭～退学勧告		訓告・停学・退学処分
器物破損・落書き	説諭～退学勧告		訓告・停学・退学処分
暴走行為（ギャラリー含む）	説諭～退学勧告		訓告・停学・退学処分
いじめ等（インターネットも含む）	説諭～退学勧告		訓告・停学・退学処分
暴言・威圧行為・授業妨害・指導拒否	説諭～退学勧告		訓告・停学・退学処分
不法侵入	説諭～退学勧告		訓告・停学・退学処分
本校で定めた選挙活動・政治的活動への禁止事項違反および公職選挙法違反	説諭～9日以内	⇒	内容によって協議
公職選挙法違反（検挙の場合）	9日以内		内容によって協議
その他（刑法に触れる行為等は別途協議）	内容によって協議		内容によって協議

注1 上記の日数は基本であり、内容によってはこの限りではない。

注2 家庭謹慎で支障のある場合は、登校謹慎によって指導を行うことがある。

○指導措置の決定について

- ①指導期間の起算日は、原則として本人から事実確認が終了し、学校で指示を与えた日とする。
- ②喫煙や飲酒行為については、行為者と同席者について区別できるものは、別々の指導を行う。
- ③複数の問題行動を同時に起こした場合は、別途協議する。
- ④2校以上にまたがる問題行動については、指導の方法についても学校間で連絡を取り合う。
- ⑤問題行動を繰り返し、改善のない場合は、前回の指導より重い指導をすることがある。
- ⑥特別な指導を受け入れられない場合、改善が見られない場合は別途懲戒処分を行うことがある。
- ⑦反省等が不十分の場合は、職員会で審議のうえ延長する場合がある。
- ⑧懲戒による処分は、すべて文書で保護者・生徒に通知し、処分理由を説明する。